

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 物品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第10条では、施設、設備及び物品の使用について、次のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（施設、設備及び物品の使用）</p> <p>第10条 甲（神戸市）の所有に属する2施設の施設、設備および備品、消耗品等の物品（以下「物品」という。）については、乙（指定管理者）に無償で貸与するものとし、乙は、それを利用者に貸し出し、利用料金収入とすることができる。</p> <p>2 乙は、2施設の管理運営等の業務に必要な物品を適宜購入、更新するものとする。なお、管理運営等の期間内に利用料金収入にて購入した物品のうち、管理運営業務に必要と甲が判断したものの所有権は、甲に属するものとする。また、新たな施設の魅力向上のための投資として、新たに設置・改修した物品等の所有権は、甲に属するものとする。</p> <p>3 甲の所有に属する物品については、乙は、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて適正に管理しなければならない。また、乙は、甲が定める物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について甲に報告するものとする。</p> <p>4 乙は、物品について破損、不具合が発生したときには速やかに甲に報告するものとする。</p> </div> <p>神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。</p> <p>指定管理者は、独自様式の備品台帳を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者</p>	<p>指定管理者においては、備品台帳を作成して備品管理を行っていたものの、備品台帳への記載漏れや神戸市への報告漏れがあった。</p> <p>直ちに、記載漏れを修正するとともに、市所管局への報告を令和5年3月31日に実施した。</p> <p>また、同様の不備が生じないよう、職員への周知を繰り返し行うとともに、職員に異動が生じた際には、事務引継ぎを徹底する。</p> <p>さらに、備品購入時には財務会計システムにおいて科目登録を行い、財務会計システムデータと備品台帳との突合を調達の都度実施する。</p> <p>市所管局においては、独自様式で備品管理を行っていたものの、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿を作成していなかった。</p> <p>物品管理簿を作成するとともに、備品番号票の貼付等を行っていく。</p>	<p>措置方針</p>

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：神戸コンベンションコンソーシアム）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>に帰属する備品を同じ備品台帳にて区別して管理している。また備品台帳を年度末などのタイミングで神戸市所管局へ提出していたが、次のような不備があった。</p> <p>（ア）新たな施設の魅力向上のための投資として、令和3年度に設置した神戸市に帰属する物品で、備品台帳に記載されていない物があった。</p> <p>（事例） 高性能監視カメラ、防犯灯 新設・更新 4台（神戸国際展示場）5,014,900円（税込）</p> <p>（イ）神戸市に帰属する備品について、備品番号票の貼付等がされていなかった。</p> <p>平成29年度の財政援助団体等監査において、指定管理者である同共同事業体の代表者（合併前の一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会）に対する監査で、施設の物品管理について、物品管理簿への記載漏れについて指摘しているが、同様の管理上の不備が繰り返されている。</p> <p>神戸市所管局では、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿が整備されていなかった。</p> <p>指定管理者は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、指定管理者の報告に基づき、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載するべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。</p>		